

日曜日に役場を 臨時開庁します



■ 3月29日(日)・4月5日(日)
8:30~12:00

▶ 問合せ 役場秘書広報課

3月は、引越しにともなう住民異動等の手続きが多く、窓口が混雑するため、日曜日にも手続きができるように役場の一部を開庁します。

■日曜開庁日に業務を実施する課と実施業務

場所	課 名	実施業務
1 階	住民窓口課	■住民異動届(転入、転居、転出、世帯変更等)の受付 ※個人番号カード(マイナンバーカード)・住民基本台帳カードを利用した転入届は取扱いできません ■戸籍届の受付 ■マイナンバーカードの交付 ■住民票(広域交付を除く)、印鑑登録証明書、戸籍証明等の交付
	保険医療課	■国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度の手続き ■子ども医療、母子・父子家庭医療、後期高齢者福祉医療等の福祉医療に関する手続き
	福祉課	■障害者手帳・手当、各種支援サービスに関する手続き ■介護保険被保険者資格の取得、喪失等の手続き ■要介護認定の受給資格証明書の交付または新規認定申請等の手続き
	子育て支援課	■児童・母子手当等の申請手続き ■保育園・児童クラブの手続き

※他市区町村への確認が必要な業務等は、受付できない場合があります

※富貴支所は開庁しません

■休日の駐車場開放をご利用の人へ

役場北駐車場は役場閉庁日に限り、一般開放していますが、**日曜開庁日の午前中については、一般開放を行いません**のでご協力ください。

※**前日の土曜日は 22:00 に閉門**しますので、それまでに車を退車させてください

※役場東の長尾山駐車場は、通常どおり一般開放します



▲駐車場周辺地図